

マイナンバーカードの健康保険証利用について

令和3年10月20日から、マイナンバーカードの健康保険証利用の本格運用が開始。

1 利用申込み

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには利用申込みが必要。

【必要なもの】 申込者本人のマイナンバーカード
市区町村窓口で設定した暗証番号（数字4桁）

- (1) カードリーダー機能を備えたデバイス（スマートフォン、PC+ICカードリーダー）を所持している場合
 - ・「マイナポイントアプリ」をインストールして申し込む。
- (2) カードリーダー機能を備えたデバイスを所持していない場合
 - ・セブン銀行のATMから申し込む。
 - ・医療機関や薬局の窓口を設置する顔認証付きカードリーダーから申し込む。

2 医療機関や薬局の窓口での受付

マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置いて本人確認を行うようになる。（又は4桁の暗証番号を入力）
医療機関や薬局の窓口でマイナンバーカードを預かることはない。

3 保険証利用のメリット

- (1) 本人が同意をすれば、初めての医療機関でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有できる。

- (2) マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できる。
- ・特定健診情報は令和2年度以降に実施したものから5年分（直近5回分）の情報が閲覧できるようになる。
 - ・薬剤情報は令和3年9月以降に診療したものから3年分の情報が閲覧できるようになる。
- (3) マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除が簡単になる。
- ・令和3年9月分以降の医療費通知情報が自動入力できるようになる。
- (4) 限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払が免除される。
- (5) 就職・転職・引越をしても健康保険証としてずっと使える。
医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要。

4 利用できる医療機関・薬局

「マイナ受付」のステッカー・ポスターが貼ってある医療機関・薬局で利用できる。厚生労働省のホームページに公開されている。
令和5年3月末には概ねすべての医療機関等での導入を目指している。

5 医療機関・薬局における導入状況（R3.10.20現在）

運用開始施設 11,676施設（5.1%）／229,018施設
準備完了施設数 20,362施設（8.9%）
導入予定施設 128,984施設（56.3%）

（宇部市）

参加医療機関 26施設（R3.10.31現在）